

議会だより

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意 第三回定例会

昭和五十九年第三回定例会は九月二日から二七日までの会期七日間で開かれました。付議された議案は、条例改正一件、人事案件一件、損害賠償額の決定一件、補正予算三件及び議員による意見書の発議三件の九件で、それぞれ次のとおり決まりました。(以下審議の概要)

○議案第三四号 月瀉村国民健康保険法の一部改正 健康保険法等の一部を改正する法律が十月一日施行され退職者医療制度が始まることに伴って、村国保条例も合せて改正するものです。制度の内容については、広報つきがた九月号「国保だより」をごらんください。(原案可決・全会一致)

○議案第三五号 固定資産評価審査委員会委員の選任について 委員の棚橋九右衛門さん、

登石善八さんの任期が十月一日に満了となるので、それぞれ引き続き選任するものです。任期は、三年です。(原案同意・全会一致)

※家屋等の税金(固定資産税)は、固定資産評価員の評価に基づいて課税台帳を作成し、これによって課税しますが、納税者からこの課税台帳に登録された事項についての不服申し出があったとき、その不服を審査決定するのが固定資産評価審査委員会の役割です。(原案可決・全会一致)

○議案第三六号 損害賠償の額を定めることについて 公用バスによる事故の損害賠償の額を決めるものです。なお、この賠償金は自動車共済金で支払われます。(原案可決・全会一致)

○議案第三七号 一般会計補正予算第二号を定めることについて 歳入歳出それぞれ三、〇五

二万三千円を追加し、総額を十億二、二五三万七千円にするものです。 歳入の主なもの、固定資産税の増三六九万円、モデル事業の国・県補助金増四二四万五千円、前年度繰越金一、二九六万三千円及びモデル事業と土木事業の村債(借入金)一、三九〇万円などです。 歳出の主なものは、月瀉・東長島・釣寄各集落センターの整備費一四五万円、新農構事業の補助金一、〇七六万七千円の減、農道整備費三三九万円、モデル事業六〇〇万五千円、プロパンガス販売業者営業転換資金利子補給金七万七千円、道路新設改良費一、九六〇万円、小学校保健室新築工事費三三〇万円などです。(原案可決・全会一致)

○議案第三八号 国民健康保険特別会計補正予算第二号を定めることについて

歳入歳出一、六九五万五千円を追加し、総額を一億九、六六一万九千円にするもので歳入は、前年度繰越金一、六九四万二千円、退職者医療制度導入に伴う事務費交付金一万二千円です。

歳出では、退職者医療制度導入に伴う予算組みかえと、今後の医療費支出の動向に対処するため予備費を充実させたものとなっています。(原案可決・全会一致)

○議案第三九号 簡易水道特別会計補正予算第二号を定めることについて 歳入歳出それぞれ七七八千円を追加し、総額を五、〇九一萬二千円にするものです。水道使用料の伸びが順調なため増額したもので、歳出では本管の傷み具合の検査料として三〇万円、また汚泥排水用水中ポンプ取替四〇万円を計上しました。(原案可決・全会一致)

○発議第四号 国庫補助負担率引き下げによる地方負担軽減反対に関する意見書

提出者 深沢幸雄議員 (原案可決・全会一致)

○発議第五号 小額貯蓄非課税制度に関する意見書

提出者 岩越正作議員 (原案可決・全会一致) ○発議第六号 国家公務員給

与引き上げの人事院勧告完全実施を求める意見書 提出者 青柳正二議員 (原案可決・全会一致) ※三意見書とも、内容省略

感謝献血に111名

去る十月一日、献血車「ゆうあい号」の来村では皆様方からご協力をいただきありがとうございます。結果は次のとおりとなりました。

Table with 2 columns: 血液型別採血数 (A型 54名, O型 28名, B型 18名, AB型 11名) and 部落別献血者数 (大別当 13名, 月瀉 43名, 西萱場 3名, 上曲通 7名, 下曲通 8名, 東長島 1名, 木滑 8名, 釣寄 2名, 釣寄新 3名, 役場 18名, その他 5名)

『あとで』より『いま』が 大切火の始末』

秋の火災予防運動

日一日と秋らしくなり、ストーブ、こたつなどの暖房器具が活躍するのもうすぐです。暖房器具が茶の間に登場する季節は、火災の発生が心配される季節でもあります。そこで、十月二十六日から十一月一日までの一週間、県下一斉に秋の火災予防運動が実施されます。



火安全の確保 四、防災機器(消火器・簡易型火災警報器等)等の普及の推進 火災は、一瞬にして私たちの大切な財産を奪い、ときには生命までも奪う恐ろしいものです。しかし、ちょっとした心がけで十分防げるものです。

月瀉村では、毎日午後九時を『消防の時間』に定めています。おやすみになる前にもちろんのこと、午後九時のサイレンがなったら家庭内の火の元を点検する習慣を身につけてください。 また、毎月七日を『消防の日』と定め、毎月、七日の午後七時頃になると、消防車が「火の用心」を呼びかけながら村内を巡回します。家族だんなのひとときに防火について話し合ってみてはいかがでしょうか。

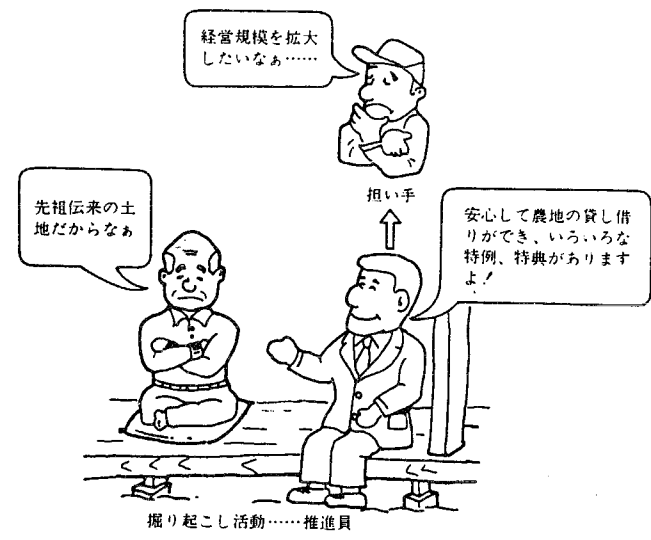
農地の貸し借りは 安心できる

農用地利用増進事業で

限があれば離作料を支払うことなく確実に返してもらえ、さらには農地流動化奨励金が交付されるなどの特典があり既に、全国で十三万haを超え本村でも十三haの利用権(貸借権)が設定されております。現在、10月から11月を農地流動化促進強調月間に設定し農地の貸し借りを進める運動を実施していますので請負耕

作地、遊休農地、耕作不慣れ農地がありましたらお気軽に農地流動化推進員(農業委員)又は農業委員会にご相談ください。(注)奨励金は契約時だけです。

農用地利用増進事業は、農用地の貸し借りなどを農地法によらないで市町村が農家の申し出により権利の設定、移転の計画をまとめた農用地利用増進計画を作成し、農業委員会の決定を経て公告することにより安心して農用地の貸し借りなどができる制度です。この事業は、地域農業を見直し、活力ある村づくりを進めるため、遊休農地の活用や耕地利用率の向上と中核的担い手農家の育成を結びつけた農地流動化施策で、約束の期



掘り起こし活動……推進員